

養老町第一回定例会会議録

平成二十六年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十六年三月六日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	平成二十六年度町長施政方針の説明
日程第五	地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定について
日程第六	議案第六号 養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定について
日程第七	議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
日程第八	議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定について
日程第九	議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
日程第十	議案第十号 養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十一	議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する

日程第十二	議案第十二号 条例の一部を改正する条例について 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十三	議案第十三号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第十四	議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
日程第十五	議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
日程第十六	議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第十七	議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十八	議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）
日程第十九	議案第十九号 平成二十五年養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について
日程第二十	議案第二十号 平成二十五年養老町一般会計補正予算
日程第二十一	議案第二十一号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第二十二	議案第二十二号 平成二十五年養老町上水道事

業会計補正予算

日程第二十三	議案第二十三号	平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算
日程第二十四	議案第二十四号	平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
日程第二十五	議案第二十五号	平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十六	議案第二十六号	平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十七	議案第二十七号	平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第二十八	議案第二十八号	平成二十六年養老町一般会計予算
日程第二十九	議案第二十九号	平成二十六年養老町国民健康保険特別会計予算
日程第三十	議案第三十号	平成二十六年養老町簡易水道特別会計予算
日程第三十一	議案第三十一号	平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第三十二	議案第三十二号	平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第三十三	議案第三十三号	平成二十六年養老町上水道事業会計予算
日程第三十四	議案第三十四号	平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計予算

道事業特別会計予算

日程第三十五	議案第三十五号	平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計予算
日程第三十六	議案第三十六号	平成二十六年養老町介護保険事業特別会計予算
日程第三十七	議案第三十七号	平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計予算
日程第三十八	議案第三十八号	平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長	田中敏弘
一 番	岩永義仁
二 番	長澤龍夫
三 番	大橋三男
四 番	三田正敏
五 番	吉田太郎
六 番	早崎百合子
七 番	野村永一
八 番	田中敏弘
九 番	松永民夫
十 番	皆川雅子
十一 番	中村辰夫
十二 番	岩瀬進
十三 番	水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設部長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	西脇和信

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

会計管理者兼 会 計 課 長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼 生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会 教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一
消 防 長	堀田明男
議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

○議長（田中敏弘君）（開会時間 午前九時三十分）
おはようございます。

平成二十六年第一回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆さんも御一緒にお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、町広報員及び報道機関に限り、今定例会開会中、議場

内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

それでは、ただいまから平成二十六年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（田中敏弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、一番 岩永義仁君、二番 長澤龍夫君を指名いたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） 議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る二月二十一日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十六年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、三月六日、きょう木曜日から三月十九日水曜日までの十四日間とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定しました。議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十六年町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、

町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の三月十八日火曜日に行うことと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、条例の制定及び一部改正について十三件、財産の処分一件、平成二十五年度事業会計資本剰余金の処分一件、平成二十五年度一般会計及び特別会計補正予算四件、平成二十六年特別会計の繰り入れ四件、平成二十六年一般会計及び特別会計等予算十一件、合計三十四件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから日程第九、養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての計五件及び日程第十八、土地の処分について——これは揖斐川の養老防災拠点整備事業の関係です——から日程第二十七、平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの計十件は、議会初日にそれぞれ一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査することとする。

また、日程第二十八、平成二十六年養老町一般会計予算から日程第三十八、平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計十一件は、二月二十七日の議会全員協議会において、新年度予算の内示会が終わっております。

また、本日、町長から施政方針の説明を受けますので、提案理由の説明は省略し、一括議題として上程後、総括質疑を行い、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査することとする。そして、議会最終日には、これら常任委員会へ付託した計二十六件について一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案

についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て採決することとする。

次に、日程第十、養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第十七、養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計八件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決することとする。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月十日月曜日及び十一日火曜日のそれぞれ午前十時から、そして産業建設委員会は、十二日水曜日の午前十時から開催するよう各委員長へ要請することとします。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日三月六日から三月十九日までの十四日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日三月六日から三月十九日までの十四日間と決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十六年一月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第四、平成二十六年町長施政方針の説明を議題とします。

ここで、町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

春近いかなあとはいながらも、大変寒い中でございまして、また御多用の中を、本日は第一回養老町議会定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

この三月が来ますと、東日本大震災、本年で三年目に入るわけでございますけれども、けさのNHKのニュース等を見ておりまして、依然として、まだふるさとに戻れないといった方々がお見えになるといふことに悲惨な災害であつたなあといふことを改めて思い起こされるわけでございますが、この地方におきまして、南海トラフ等の巨大地震が想定をされているというところでございます。私どもとしまして、いつ来ても備えられるような防災意識を常に持つて、行政も減災に努めなければならないといふことを改めて感じたところでございます。

きょうは、本年度の施政方針ということで御説明をさせていただきます。少し長くなりますけれども、よろしくお願いをいたします。

本日、ここに、平成二十六年第一回養老町議会定例会が開会さ

れ、新年度予算を初め各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政経営に関する所信の一端と主要施策の概要を申し述べたいと存じます。

東日本大震災から間もなく三年を迎えようとしておりますが、安倍内閣では長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢による一体的な取り組みを推進され、日本経済は上向きつつあるものの、地域経済においては景気回復を実感するまでには至っておりません。

こうした中、国においては、経済再生と財政再建の両立、並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保等といった観点から、四月一日に消費税率を5%から8%へ引き上げることとしており、引き上げに伴う反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するため、昨年十二月に閣議決定された好循環実現のための経済対策に基づき、平成二十五年度補正予算と平成二十六年予算を一体として編成することとしております。

このような状況の中、本町の平成二十六年度行財政経営については、社会福祉や児童福祉などの扶助費や、臨時財政対策債等の公債費の義務的経費が増大していくことから、極めて厳しい状況が続いておりますが、懸案事業の推進に向けて積極型の予算編成となりました。

平成二十六年一般会計予算規模につきましては、前年度比七・五%増の百五億五千万円、国民健康保険特別会計など九つの特別会計及び上水道事業会計予算においては、一・六%増の七十六億九千三百七十万円となりました。

歳入面では、町税は前年度比二・三%増の三十二億九千五百九十九万九千円、地方交付税については、国において社会保障の充実

分等を含め、平成二十五年地方財政計画の水準を相当程度上回る一般財源総額の確保及び町税等の見込みをもとに前年度比一・六%増の二十一億八千五百万円、町債は、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債が五億三千五百万円、社会資本整備総合交付金事業債が一億八千二百万円、高機能消防指令センター整備事業債が一億四千十万円など、総額で前年度比九・三%増の十億四千三百五十万円をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳出面では、町行政経営改革プランに基づき、簡素で弾力性に富んだ効率的な行政の実現を目指し、真に必要な施策の推進に配慮いたしました。

町政の経営方針でございますが、真の町政とは、町民主導による公平・公正な行政経営であり、町第五次総合計画に掲げる将来像、「誇りと愛着が持てる絆を大切にするまち養老」を実現するために、町民と行政との協働によるまちづくりを第一に進めてまいります。

戦後の日本は、高度経済成長などによる経済的な豊かさを背景に、国民が求めるさまざまなニーズに対し、きめ細かな行政サービスを提供してきました。しかし、現在は、社会情勢の変化が著しく、景気も先行き不透明な状態にあることから、従来の行政サービスの水準を維持していくことが年々困難になるのではないかと考えております。そのため、今後は、民間の経営理念や経営手法などを参考に、これまでの行政の枠にとられない広い視野とダイナミックな発想により、スピード感を持って行政経営を進めていくことが必要です。

そのため、これらの状況を十分に認識し、これまで行政のみが提供してきた公共サービスを、自治会や町民、NPOなどの地域を支えるさまざまな主体にもその役割を担っていただくという

新しい公共の考え方にに基づき、今まで以上に地域の町民の力を引き出し、町民ニーズに即したまちづくりを進めていくことが求められます。そこで、新年度においても、引き続き、この新しい公共の考え方に基づくまちづくりを進めていく地域の基盤として、小学校区や旧町村のエリアを単位とした地域自治町民会議の設立を進めてまいります。

また、西暦二〇一七年には、本町の成り立ちに強い影響を与える元正天皇の養老改元から千三百年という記念の年を迎えることから、東海環状自動車道の（仮称）養老インターチェンジや名神高速道路の養老サービスエリア内におけるスマートインターチェンジの設置などの基盤整備を進めるとともに、昨年策定いたしました新生養老まちづくり構想に基づき、民間活力の導入や町民との協働により、養老公園やその周辺における都市基盤の再整備を行うほか、養老改元一三〇〇年祭プレイベントを開催するなど、地域資源を有効に活用しながら、新しいまちづくりに取り組んでまいります。

さらに、本年は、昭和二十九年の町制施行から六十年の節目の年を迎えます。人間に例えれば、還暦を迎える節目の年に当たることから、いま一度町制施行時の原点に立ち返り、今後も躍進を続けていくための礎を築く一年となるよう、町民との協働により町制施行六十周年記念事業を展開してまいります。

次に説明する数々の主要な施策についても、これらの考え方に基づき、住民福祉向上のため、積極的な予算措置を講じたところであります。

それでは、予算の概要について、町第五次総合計画に掲げる四つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

一、輝く人の町、人。

まず、学校教育についてであります。

生きる力をより一層育むことを目指し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組んでまいります。特に、豊かな心の育成については、全教育活動を通して人権教育の観点を明確にし、人間尊重の風風がみなぎる学校づくりを推進してまいります。

また、ふるさとを愛する心を養い、町に誇りを持てる教育を推進するため、新年度は二校において、家庭や地域社会と一体となつて地域の力を学校運営に生かすことを目的とするコミュニティースクールの実践研究を始めます。

また、教職員が子供と向き合う時間をより多く確保するため、小・中学校に校務支援システムを導入し、校務の効率化を図ります。さらに、理科教育振興を図るため、デジタル教具・教材を配備いたします。

次に、安全・安心な学校づくりの整備についてであります。

安全で安心な環境で学習できるよう、国の平成二十五年度補正予算を活用し、東部中学校大規模改造工事第二期分として管理棟及び屋内運動場と、高田中学校管理棟の耐震補強工事を実施いたします。また、その他の学校施設の補修工事についても、引き続き進めてまいります。

幼稚園教育につきましては、「心豊かでたくましく生きる養老の子」を育成するため、保育園、小学校との連携に引き続き取り組み、小学校教育への円滑な移行を推進するとともに、家庭や地域社会と一体となつて、健全育成に取り組んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。

町民一人一人が自発的な意思に基づいて、生涯にわたり自己の充実・啓発や生活の質の向上のために、学び・学習の活動が続けていくように働きかけていくことが大切であります。このため、

中央公民館や地区公民館を中心に、各種学習講座を開設するとともに、生涯学習情報の配布を通じて、町民の学習ニーズに対応してまいります。

また、新たな取り組みとして、国際学習会館においては、ALTやボランティアの協力を得ながらサマースクールを開講し、小学三年生から六年生を対象に英語に触れる機会の拡充に取り組んでまいります。

また、本年も新生養老まちづくり構想に掲げる親孝行の心を育むまちづくりの一環として、「家族の絆・愛の詩」募集事業をさらに発展させ、お年寄りを敬う心、親孝行や家族とのきずなの大切さを全国に発信してまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

本町では、平成二十五年度において、「一町民一スポーツのまち養老」を基本理念とした町スポーツ推進計画の策定を進めております。この計画は、今後十年間を計画期間とし、スポーツ意識の浸透、新しいスポーツの普及などに取り組み、全ての町民が、健康で健全に過ごしていくことを目指して取りまとめたものです。今後は、この推進計画に基づき、スポーツ振興に努めるとともに、西暦二〇二〇年に開催される東京オリンピックに向けて、本町からもオリンピック選手が輩出されるよう競技力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

また、昨年七月にリニューアルオープンしましたスポーツプラザ養老の屋内温水プールについては、施設の安全性はもとより、室内環境も向上したことから、利用者の増加が見込まれており、今後も町のスポーツ振興を初め健康づくりの拠点として、利用の促進を図ってまいります。

国際交流については、八月に、友好都市であるドイツ連邦共和

国バッドゾーデン・アム・タウヌス市からスポーツ交流団をお迎えし、十月に文化交流団を派遣して、一層の親善を深めてまいります。

文化財保護については、平成二十二年度に実施しました象鼻山古墳群発掘調査の成果を学術的に評価するための報告書を作成いたします。また、多芸七坊測量調査における竜泉寺廃寺跡の分布測量調査が平成二十六年で終了いたしますので、今後は調査により得られた成果をまとめ、報告書を作成できるよう準備を進めてまいります。

さらに、本年は、宝暦治水工事の着工から二百六十周年の節目の年に当たることから、町が保有する薩摩義士に関する資料を取りまとめた冊子を作成いたします。このほか、平成二十五年度において、寄附をもとに整備を行いましたたき道の丁石については、新年度も地元の協力を得ながら、残る十三丁から二十丁までの整備を進めてまいります。

また、貴重な歴史文化に対する町民の理解や認識が低下してきていることから、養老改元一三〇〇年祭に向けて、いま一度地域固有の歴史文化資源の掘り起こしや、伝統文化の保存・継承について支援してまいります。

次に、人権擁護の推進についてであります。平成二十二年に改定いたしました町人権教育・啓発に関する基本計画の計画期間が、平成二十六年で終了することから、新年度において見直しを行うとともに、差別や偏見の解消に向けた取り組みの一環として、人権週間の期間中に人権擁護推進大会を開催いたします。

福祉センターの運営については、地域における福祉と文化の向上や、人権啓発の交流を目的とする開かれたコミュニケーションセンターとして各種事業を推進しております。なお、このセンターを

初め地域の各種施設の運営等につきましては、遅くとも今後十年をめどに地域の住民みずからが運営し、自主的・主体的な活動の拠点として有効に活用されるよう、地元との協議を進めてまいります。

男女共同参画につきましては、町第二次男女共同参画プランに基づき、男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画社会推進大会を開催するなど、町民とともに積極的に取り組んでまいります。

また、結婚を望む男女の婚活について、ボランティアで応援する人材を養成するための講座を開設するとともに、出会いの機会を創出するイベントを企画・運営する団体に対し支援を行ってまいります。

二、活力のある町、基盤。

初めに、公共交通機関の充実についてであります。

町民の通勤・通学の足として重要な交通機関である養老鉄道については、引き続き近鉄と沿線七市町で赤字相応分を負担し、鉄道を存続させるとともに、今後も鉄道利用者の増加に資する取り組みを検討してまいります。

また、大垣多良線及び海津線の二つのバス路線についても、引き続き沿線市町で赤字額に対する金銭支援を行い、路線の維持に努めてまいります。

昨年十一月から有料化しましたオンデマンドバスにつきましては、今後も利用者の意見を広く取り入れながらサービスの向上を図ってまいります。

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

名神・東名高速道路等と広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大き

な効果が期待され、本町のさらなる発展には、（仮称）養老インターチェンジから（仮称）北勢インターチェンジの開通が最重要の事業と考えております。

養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間については、平成二十五年度は精力的に工事発注がされたところですが、養老改元千三百年を迎える西暦二〇一七年までには（仮称）養老インターチェンジの供用が開始できるよう、国を初め関係機関に強く要望してまいります。

また、（仮称）養老インターチェンジ以南につきましては、一部区間の用地買収が始まっており、新年度も引き続き用地買収が進められる予定です。

さらに、名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定しておりますスマートインターチェンジについては、平成二十七年十二月の供用開始に向け、地元の理解を得ながら全力で進めてまいります。

次に、県道関係の整備についてであります。

地域の基幹道路としての県道は、近隣市町との地域間交流や経済活動を支える基盤として重要であり、特に主要地方道については、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を要望しているところであります。

南濃・関ヶ原線の養老地区の歩道設置については、柏尾谷隧道から石畑地内信号交差点付近までの用地買収が新年度内に完了する予定で進められます。また、大垣・養老公園線の蛇持地内信号交差点付近の改良工事が終了したことから、養老橋交差点の改良に向けた地元協議を進めてまいります。さらに、養老・平田線については、（仮称）養老インターチェンジから西において、歩道整備の改良工事が進められております。

続きまして、町道整備についてであります。

町道は、町民の日常生活を支える基盤として重要であり、厳しい財政状況ではありますが、限られた予算の範囲で社会資本整備等の交付金を活用することにより、順次緊急度の高い箇所から各地域の改良・拡幅・舗装工事に積極的に取り組んでまいります。また、養北小学校への避難道路としての道路拡幅整備についても継続して進めてまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

平成二十一年三月に作成いたしました都市計画基本図のデータを新年度において更新いたします。また、中央公園事業として、野球場の照明器具取りかえ工事を計画的に実施いたします。

続いて、住宅等の耐震化についてであります。

木造住宅の耐震診断については、引き続き、無料耐震診断制度及びその後の耐震補強工事補助事業を活用していただけるよう周知を図ってまいります。

次に、公営住宅についてであります。

特定公共賃貸住宅は、空き室対策の一環として、社会情勢を考慮した入居者資格の緩和や、部分的転用により公営住宅に準じた管理を行うなどの取り組みを進めてまいります。

改良住宅については、家賃滞納者、不適正入居者への対策として、弁護士など専門家の意見を聞きながら提訴などの法的措置を行い、適正な管理に向けて強い姿勢で臨んでまいります。

次に、上水道事業についてであります。

上水道事業は、消費者に安全・安心でおいしい水を安定的に供給するというライフラインとしての重要な役割を担っており、大規模地震に備え、平成二十四年度より実施しております耐震管の布設を新年度も引き続き施行し、水道水の安定した供給に努めて

まいります。

上水道未整備地域の西小倉地区につきましては、平成二十五年도에実施しました詳細設計に基づき、地元との協議を進めながら、三カ年をめどに拡張工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、現在、県で取り組まれている全県域下水道化構想の見直しに伴い、新年度には町の財政状況や社会情勢を考慮しながら、町下水道計画の抜本的な見直しを予定しております。

また、中部処理区の面整備完了区域の未接続世帯に対し、下水道への接続を促すための啓発を行い、引き続き水洗化率向上に努めてまいります。

水環境の保全、生活排水対策につきましては、下水道並みの汚水処理能力を持つ高度処理型合併処理浄化槽の一層の普及を図るため、引き続き設置費用に対する補助を実施するとともに、単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換費用に対しても、補助を継続して実施することにより、河川や池沼の清らかな水を守ってまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

まず、水田経営所得安定対策については、地域の水田農業の担い手の育成強化を図るため、県の補助事業である元気な農業産地構造改革支援事業及び町単独事業の担い手支援事業を実施し、もうかる農業の実現に向けた産地構造の転換を支援してまいります。農作物の生産振興対策については、新たに就農意欲のある青年就農者への支援策として青年就農給付金事業費に所要額を計上するとともに、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化と農地利用の集約化を図るため、新たに県に設置される農地中間管理機構が実地する事業を活用し、農地集積の加速化を促進してまいります。

また、本町では、麦、大豆等の戦略作物に加え、畜産農家と連携した飼料用米栽培が盛んに行われ、西濃圏域での一大生産地となっており、国・県の施策を踏まえ、今後もさらなる食料自給率の向上を目指し、生産振興を推進してまいります。

農業振興地域の見直しについては、平成二十五年度から基礎調査を実施しており、新年度においては、集落別土地利用意向調査等を実施し、町全体の農業振興地域の見直し作業に向けて調査を継続してまいります。

養老改元一三〇〇年プロジェクト事業については、健康づくりと観光を兼ねた市民農園等の設置に向け、都市との交流を促進するため農業体験イベントを行い、あわせて農業・農地の有効活用を図るための調査・研究を進めてまいります。

また、養老公園内において自然環境に配慮した小水力発電等による再生エネルギー設備の設置を検討し、環境学習の場として活用するため、調査設計費として所要額を計上いたしました。

農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払（多面的機能支払）制度が創設され、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するため、農地等保全活動を推進する組織に対し支援を行ってまいります。

土地改良事業については、平成二十一年度から実施しました営湛水防除事業、多芸地区でございしますが、場内周辺整備を残すのみとなっており、新年度に事業が完了する見込みであります。

また、新年度から県営かんがい排水事業（東八間地区）に取り組み、農業用排水路整備を実施してまいります。

さらに、町内土地改良区の統合問題については、昨年設置した土地改良区合理化調査検討委員会において、今後の土地改良区の

あり方を検討してまいります。

畜産業については、家畜伝染病の発生予防や人畜共通伝染病の侵入防止等、畜産農家への衛生指導を徹底し、畜産物の安定供給や畜産経営の安定に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

本町では、景気対策の一環として、商工会が行う地域商品券の発行を支援するとともに、個人向け住宅を対象とした住宅リフォーム助成を引き続き実施し、地域経済の活性化を促進してまいります。このほか、消費者行政の分野におきましては、安心・安全に暮らせる地域社会づくりを目指し、消費生活相談窓口体制の強化や消費トラブルの未然防止に向けた啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

次に、観光事業については、養老改元一三〇〇年祭に向けて、さらなる誘客の拡大を図るため、歴史や自然を生かした観光資源などの整備を進めてまいります。中でも、新生養老まちづくり構想に掲げる、養老公園観光拠点施設等の再整備、養老三滝（養老の滝、秣の滝、直江の滝）の遊歩道等の整備計画の策定、また養老の滝前広場の整備に向けて取り組んでまいります。

また、町観光協会と協力し、四季折々のイベントや広域連携による中京圏・関西圏への観光キャンペーンも積極的に展開してまいります。

次に、食肉事業センターの運営についてであります。

屠畜場については、築三十三年が経過し、老朽化が懸念されているところではありますが、食の安全・安心の確保を最優先として、今後も衛生管理の徹底を図り、危害の発生防止に努めてまいります。

なお、新施設の建設促進については、岐阜県食肉基幹市場建設

促進協議会による関係者との協議を引き続き進めてまいります。

三、安心・安全なまち、暮らし。

初めに、子育て支援についてであります。

平成二十四年八月に子ども・子育て関連三法が公布され、子ども・子育て支援新制度が平成二十七年度からスタートいたします。新制度では、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に提供することになります。そのため、平成二十五年度においては地域での子ども・子育てに係るニーズ調査を実施し、新年度においては新制度の給付事業の受給見込み量、提供体制の確保等を盛り込んだ町子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。なお、この計画の策定に当たっては、国の動向を見きわめつつ町子ども・子育て会議において審議を重ね、少子化対策を含めた本町独自の子育て支援の方策を検討してまいります。

また、この地方でも南海トラフ巨大地震等の発生が想定されており、保育園や幼稚園において防災頭巾の未設置や防災物品の整備に差があることから、新年度において、町内全ての保育園及び幼稚園に防災仕様の防災頭巾を配置するための所要額を計上いたしました。

次に、健康づくりについてであります。

町民の健康寿命を延伸し、元気な声が沸き、力いっぱい働き、豊かに暮らせる町を実現するため、医師会の全面的な協力を得ながら、ロコモ・メタボ・認知症・がん対策を柱とした健康増進サポート事業を実施してまいります。

母子保健対策については、核家族化、少子化が進み、出産・育児に不安を抱える妊婦、母親が多いことから、母親学級用パネル、沐浴人形、幼児食指導献立模型を更新し、指導・援助をしてまい

ります。

また、地域医療の充実を図るため、西美濃厚生病院が実施する救急指定病院運営事業に対し、国の財政措置に基づく助成を引き続き行ってまいります。

国民健康保険につきましては、町第二期特定健診等実施計画に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するために保健指導に重点を置いた健康づくりの施策を実施し、特定健診の受診率をより高めることにより、町民の健康づくりを支援してまいります。

次に、地域福祉についてであります。

要援護者対策事業について、災害時要援護者登録を行っておりますが、未登録の対象者が多数いる現状から、民生児童委員の協力のもと戸別訪問による登録も勧奨してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

第五期町介護保険事業計画では、施設整備の目標に掲げた施設のうち、小規模特養については、本年四月より事業開始の運びとなりましたが、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護につきましては、引き続き事業計画に基づいた施設整備を促進してまいります。

なお、現在の第五期町介護保険事業計画につきましては、平成二十六年で計画期間が終了しますので、平成二十五年で実施したアンケート調査を踏まえ、新年度中に介護保険料の見直しを含めた第六期町介護保険事業計画を策定いたします。

後期高齢者医療制度については、制度創設から五年が経過し、現行の制度存続が大きな流れと思われるますが、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医師会を初め関係機関の

協力を得ながら、地域包括ケアの実現に向けて取り組んでまいります。

また、脳の健康教室や健やかシニア体操などの介護予防事業を実施するとともに、認知症を発症した高齢者に対する適切な支援や生活支援サービスの充実に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障害のある人の自立支援のための施策を総合的、計画的に推進する町障害者・障害福祉計画を、アンケート調査及び関係者の意見を踏まえ策定してまいります。また、心身障害者福祉センターの隣に、町社会福祉協議会が事業主体となり、建設・運営を予定している知的障害者ケアホームに対する事業費を補助し、施設整備を促進してまいります。

さらに、新たな取り組みとして、海津市、垂井町及び関ケ原町との共同で、手話奉仕員を養成するための講座を開設いたします。

このほか、消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事業を実施してまいります。

次に、環境対策についてであります。

健康に有害なPM_{2.5}と呼ばれる微小粒子状物質の監視を継続するとともに、町と県、警察署が連携して野焼きに対する監視を強化するなど、大気汚染防止に取り組んでまいります。

また、地域温暖化防止対策として、二酸化炭素の発生を抑制するため、家庭や事業所における省エネ化を推進し、資源の分別回収を徹底してリサイクル率を高めるなど、環境負荷軽減に取り組んでまいります。

一方、鳥獣害駆除対策については、農作物被害や生活環境などへの影響を軽減させるため、町鳥獣害防止計画に基づき、町猟友会の協力を得て、鳥獣害対策に取り組んでまいります。

また、森林の整備については、災害に強い森林づくりや森林の適正な保全を図るため、治山事業の実施について引き続き県に要望するとともに、町森林整備計画に基づき、森林・環境税事業等を活用して間伐等の森林整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

高齢者の交通事故を防止するため、引き続き体験型の高齢者交通安全大学校を実施するほか、学童や幼児を対象にした交通安全教室や出前講座などを積極的に開催し、交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、警察署などと連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

河川改修については、治水対策上重要であることから、毎年関係機関に要望をしており、新年度では、牧田川抜本改修工事として鳥江、栗笠地内の金草川樋門改修工事に向けた用地買収が予定されております。また、大巻地区での揖斐川養老防災拠点整備事業につきましては、工事施行が予定されております。

次に、防災対策についてであります。

南海トラフ巨大地震のような甚大な被害が予想される災害時には、避難所生活も長期化することが予想されるため、避難所設備及び備蓄物資等の整備・拡充を行ってまいります。また、災害対策基本法の改正に伴う町地域防災計画の改正や、必要なマニュアルの作成を行います。

さらに、地域の防災意識の高揚を図るため、引き続き自主防災隊への防災用資機材の整備補助を実施するとともに、地域における防災力向上のキーパーソンとなる防災士を養成するため、資格

の取得費用に対する支援も継続して実施してまいります。

砂防事業につきましては、土砂災害警戒区域内の円滑な避難を確保するため、該当地区全戸に土砂災害ハザードマップを配布し周知してまいりましたが、新年度も引き続き有効に活用していただくよう普及、啓発に努めてまいります。

生命と財産を守るための消防防災は、町民が安心・安全に暮らす上で重要な施策の一つであります。地域は自分たちで守るという自主防災の基本理念に基づき、町民の自助・共助意識の高揚に努めるとともに、消防団や女性防火クラブなどの連携を密にして、地域一丸となった防災体制の確立を図ってまいります。

なお、地域防災のかなめである消防団の団員確保は難しい状態が続いておりますが、今後も町民の理解を得ながら、その定数維持に努めてまいります。

また、新年度は、災害発生時において最も重要な初動態勢の確立に要する時間を大幅に短縮し、情報の一元的な管理により効率的な消防・救助・救急活動が可能となる高機能消防指令センターの整備工事に着手するとともに、消防ポンプ自動車一台・小型動力ポンプ三台を更新し、消防力の強化・充実に向けて取り組んでまいります。このほか、地域の各種防災施設・設備の整備に対しても、引き続き助成を行ってまいります。

さらに、高齢化の進展や疾病構造の変化などの影響により、年々増加する救急需要や救急業務の高度化に対応するため、救急救命士及び隊員の再教育研修を実施し、最新の知識や技術を習得させることにより、救急救助体制の充実強化を図ってまいります。また、救命率の向上や町民による救護体制の確立を目指し、学校や自治会、各種団体などに対して普通救命講習を実施するなど、地域で支え合う救急体制の確立に取り組んでまいります。

四番、地域経営の推進。

西暦二〇一七年を目標年次とする新生養老まちづくり構想に掲げる施策の実現に向け、町民との協働により、地域活性化につながる、新しいまちづくりに取り組んでまいります。

なお、事業の推進に当たっては、事業全体を総合的にマネジメントできる組織、株式会社などの法人の設立を視野に入れながら、官民連携を進めてまいります。

また、養老改元一三〇〇年祭の開催に向けて町内外から広く事業のアイデアを募るほか、新たに公募委員や各種団体等で構成する実行委員会を立ち上げ、町民とともに事業計画等を策定してまいります。

さらに、養老公園等でのプレイベントの開催、広域連携を見据えた町外でのPR活動や、本町のシンボルであるヒョウタンを活用したまちづくりを推進するなど、全国に向けた養老の魅力発信の強化にも努めてまいります。

本年は、町制施行六十周年を迎えます。町では、この記念すべき年を町民とともに祝うため、記念式典や薪能の開催を初め、鹿児島市の中学生との交流、原動機付自転車の御当地ナンバープレート の作成、大垣青年会議所が主催する「ツール・ド・西美濃」への協賛を行うなどさまざまな事業に取り組み、郷土愛を育んでまいります。

また、町民主導の町政を具現化するため、町民と行政との協働のまちづくりを進めてまいります。地域自治町民会議は、地域での基盤をつくるための一つの手段として小学校区や旧町村のエリアを単位とした組織化を想定しているもので、各地区区長会に働きかけ組織設立準備委員会を設置していただくなど、協働について理解を求めながら進めてまいります。まちづくりの重要な担い

手であるNPO法人を育成するため、設立及び設立後間もない法人の活動に対し、引き続き支援してまいります。

さらに、今後のまちづくりの中心的な役割を担う人材を育成するため、引き続き養老まちづくりリーダー養成講座を開講し、地域のリーダーや起業家の養成に向けて取り組んでまいります。

広報・広聴活動については、昨年から導入した町民記者を活用し、町民目線で見やすい広報誌づくりに努めるほか、タイムリーに情報発信ができるフェイスブックなどのSNSを活用しながら、町の魅力を広く発信してまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

平成二十三年七月に策定しました町行政経営改革プランに基づき優先順位をつけ、スピード感を持って積極的に取り組むように指示しているところですが、どの項目も検討や計画から実施の段階に来ており、引き続き町民視点からのさらなる行政経営改革を進めてまいります。

また、昨年は、公金着服事件や時間外勤務手当未払い問題など職員の不祥事が相次いだことから、高い倫理観、使命感を有し、町民から信頼される職員を育成するため職員研修を実施するとともに、コンプライアンス——法令遵守——の徹底に向けて取り組みでまいります。

次に、町第五次総合計画、絆プランについてであります。

平成二十三年度からスタートいたしました町第五次総合計画は、平成三十二年度を目標年度としておりますが、この基本計画は社会経済状況の変化などを踏まえ、中間年次で弾力的な見直しを行うこととしていることから、新年度よりその作業に着手いたします。なお、この見直しについては、これまで実施してまいりました施策に対する町民の満足度を把握するため、アンケート調査を

実施するなど、町民の意向が十分に反映された総合計画となるよう取り組んでまいります。

戸籍及び住民基本台帳事務につきましては、戸籍・住民票の写し等の不正請求、不正取得を抑止するための措置として、不正取得を行った事実が判明した場合には、被取得者本人に対し第三者が取得した事実をお知らせする制度を始めます。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、昨年五月に施行されたことに伴い、住民基本台帳システムを初めとした電算システムの改修を行うとともに、特定個人情報保護評価を実施するなど、社会保障・税番号制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいります。

最後に、自主財源の確保についてであります。

税収については、依然として景気の動向が不透明な状況ではありますが、日本再生に向けての成長戦略、また消費税率の引き上げに伴う新たな経済対策も打ち出され、その効果が期待されていることから、若干の増収を見込んだところです。

歳入の根幹となる町税の確保につきましては、適正課税と自主納付の推進を基本に取り組みを進めてまいります。また、誰もが納付しやすい環境の整備として、引き続きコンビニ収納を実施するとともに、徴収嘱託員を配置して徴収体制の強化を図ってまいります。特に、滞納整理につきましては、公平・公正な税務行政を推進するためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上に努めてまいります。

また、ふるさと納税の活用や、養老改元一三〇〇年事業基金へのさらなる寄附を募るため、制度の周知を図るとともに、寄附者に対する特典として、町の特産品を贈るなど寄附金制度の充実に取り組んでまいります。

さらに、自主財源の確保及び町民負担の公平性を堅持するため、町税を初めとする公債権や水道使用料などの一部の私債権に係る高額かつ悪質な滞納者に対し、一括して徴収を行うことができる徴収業務の一元化に向けて体制を整えてまいります。

以上、平成二十六年年度の町政に臨む施政方針を述べさせていただきましたが、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時五十分からいたします。

（午前十時三十三分 休憩）

（午前十時 五十分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（田中敏弘君） 日程第五、議案第五号から日程第九、議案第九号までの五議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第五、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから日程第九、議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてまでの五議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五号から議案第九号までの提案説明を順次させていただきます。

議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例

の制定について。

地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

制定の趣旨でございます。

養老町では、今後さらに少子・高齢化や人口減少の進展が予想されることから、地域における活力の低下などの問題が深刻になる前に、町民が前向きに話し合い、将来にわたって住み続けることのできる地域づくりを行っていくことが重要です。

そこで、地域のことは地域で決められる仕組みとして、地域自治町民会議を設立し、住民や区、自治会、各種団体や事業所などと町が対等な立場で協働のまちづくりを進めるため、本条例を定めるものでございます。

要旨でございます。

第一条では、この条例を制定する目的について規定しております。町民と町とが地域の課題に対してともに取り組む協働のまちづくりを進めることで、これまで以上に住民が本来持つ自治の力を引き出し、魅力あふれる地域づくりを実現することを目的として定めています。

第二条では、地域自治町民会議の定義について規定しており、地域自治町民会議とは、小学校区や旧町村の区域を基本とし、その区域の住民、区、自治会、各種団体、事業所等により構成され、地域の課題を解決するために自主的に設立された組織で、町長が認めたものと定めております。

第三条では、地域自治町民会議と町との協働関係について規定しており、地域自治町民会議と町とが対等な立場で地域の課題に協働して取り組む関係にあるものとし、町は、地域自治町民会議の運営等に対し、必要な支援を行うことを定めております。

第四条では、地域自治町民会議の役割について規定しており、地域自治町民会議が地域づくりを推進するに当たり、区域内の町民の意見及び要望等を事業に反映させ、町民の地域に対する意識の高揚を図るとともに、自主的な課題に取り組む人材の育成や資源の有効活用に努めることについて定めております。具体的には、地域まちづくり計画の策定や実行に関すること、各種団体の交流促進、活動支援や連絡調整に関すること、町からの委託事業の実施や施設の管理運営に関すること、町への提案に関することなどをその役割として定めております。

第五条では、地域自治町民会議の運営や事業実施に対し、予算の範囲内において、必要な経費を交付することを定めております。第六条では、この条例の施行に関し必要な事項として、規則等への委任について定めております。

なお、規則には、地域自治町民会議の認定要件や地域総合活動交付金に関することについて定めることとしております。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上が、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第六号 養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定について。

養老町条例の左横書きに関する特別措置条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

制定の趣旨でございます。

養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定については、現在横書きが主流である一般の公文書との整合を図り事務の効率化を進めるため、本条例の施行前に公布された町条例を一括して

左横書きに改め、あわせて用語、用字及び送り仮名等の整理を行うものであります。

要旨でございます。

第一条では、この条例を制定する趣旨について規定しております。

第二条では、左横書きの措置としまして、既存の条例を全て左横書きに改めることを定めております。

第三条から第六条では、漢数字や字句等の改正について定めております。

第七条では、その他の措置として、第三条から第六条までのほか、既存の条例で左横書きに適用しない部分についての改正について定めております。

第八条では、漢字及び送り仮名等の用字について定めております。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものであります。

以上が、議案第六号 養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定についての提案説明でございます。

次に、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について。

養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

制定の趣旨でございます。

国において、国家公務員の退職給付の水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百五十八号）の一部が施行さ

れ、新たに早期退職募集制度が導入されました。

地方公務員においても、国に準じた対応をするため、岐阜県市町村職員退職手当組合において、退職理由から勧奨退職の廃止及び応募認定退職の新設、並びに定年前早期退職者に対する割り増し対象年数及び割り増し率の拡大が予定されておりあります。

この制度改正の活用については、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する規定を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

要旨でございます。

まず第一条において、この条例の趣旨として、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に必要な事項を定めることを規定しております。

次に、第二条において、早期退職者の募集及び認定の制度の導入を規定しております。

第一項及び第二項では、定年前の早期退職を希望する職員の募集の対象者を規定し、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象者となるべき職員に通知しなければならないこととしています。

第三項では、募集人数の制限、第四項から第八項までにおいて募集期間について規定をしております。

第九項及び第十項では、職員は、募集の期間中はいつでも応募し、また第十六項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間はいつでも応募の取り下げを行うことができることとし、応募または応募の取り下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、職員に対してこれらを強制してはならないことを規定しております。

第十一項から第十三項までにおいては、応募者について、その

者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとし、認定をし、またはしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨等を応募者に書面により通知することを規定しております。

第十四項及び第十五項では、公務の能率的運営上の理由により退職すべき期日の繰り上げまたは繰り下げについて規定しています。

第十六項では、認定を受けた応募者の認定の効力の喪失理由を規定しています。

第十七項では、任命権者は、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならないと規定しています。

第三条では、委任規定を定めております。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上が、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についての提案説明でございます。続きまして、議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定について。

養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

要旨でございますが、この条例は、養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の適切な管理を図るために、将来にわたって徴収することができない私債権について一定の要件を充足した場合に放棄できることを主な目的として本条例を制定するものでございます。

私債権は、民法が適用されることなどから、著しい生活困窮や破産などにより、将来にわたり債権の徴収ができないことが明らかな状況であっても、長期間にわたり保有せざるを得ないため、滞納整理が進まない要因ともなっており、私債権は一定の要件を充足した場合に限り、議会議決を要せずとも放棄できることを定め、時期を失することなく円滑な事務処理を進めることを目的とするものとございます。

次に、制定の内容でございます。

第二条では、私債権の定義としまして、養老町住宅新築資金等貸付条例に基づいた貸し付け等で生じた債権に限定しております。第三条では、私債権が一定の要件を充足した場合に限り、貸付償還金の債権の全部または一部を放棄できることを規定しております。

地方自治法第九十六条では、権利の放棄について議会の議決事項の一つとしておりますが、同条第一項第十号では、条例等に定めがある場合は議会議決を要せず債権を放棄することができると定めております。

私債権の場合は自力執行権がないため、町税などの公債権のような差し押さえ等の滞納処分ができないことから回収の見込みが立たない債権を長期間管理しなければなりません。それらを解消するため、私債権で一定の要件を充足した場合に限り、議会の議決を要することなく放棄することができることを条例に定め、時期を失することなく事務処理を進められるようお願いするものとございます。

この債権を放棄できる一定の要件とは、一として、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。二として、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ債務者

が時効の援用をするの見込まれるとき。三、破産法第二百五十三条第一項、その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。四、法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。五、強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で債務の弁済の見込みがないと認められるとき。六、債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用を超えないと見込めるとき。七、債務者が失踪、行方不明、その他これに準じる状態にあつて、回収の見込みがないときでございます。

ただし、連帯保証人がある場合は、債務者にかわって返済義務を負うことになります。

第四条では、この私債権を放棄したとき、これを議会に報告するものとございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものとございます。

以上が、議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定についての提案説明でございます。

続きまして、議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように定めるものとします。平成二十六年三月六日提出。

制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）による改正後の消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条において、政令で定める基

準を参酌して市町村条例で定めることとなったため、新たに本条例を制定するものでございます。

要旨でございます。

第二条では、消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職または同等以上の職に一年以上あったもの、消防団員として消防事務に従事した者で消防団長の職に一年以上あったもの、市町村の行政事務に従事した者で市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村における同等以上と認められる職に三年以上あったものとして、基準を定めております。

第三条では、消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する消防吏員として消防司令以上の階級に一年以上、消防司令補以上の階級に三年以上あったもの（町長が定める教育訓練を消防大学校で受けた者は、町長が定める期間を控除した期間）、消防団員として消防事務に従事した者で副団長の職または同等以上と認められる職に三年以上あったものであって、町長が定める教育訓練を消防大学校で受けたものとして、基準を定めております。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものいたします。

以上をもちまして、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、所管の総務民生委員会へ付託し、審査

したいと思しますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第五、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから、日程第九、議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてまでの五議案は、総務民生委員会へ付託し、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの五議案は、総務民生委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十、議案第十号から日程第十七、議案第十七号までの八議案は、逐条上程後、本日は提案理由

の説明のみ受けます。

それでは、日程第十、議案第十号 養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十号 養

老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例に

ついでの説明をさせていただきます。

議案第十号 養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の公布により地方公務員法の一部が改正され、同法第二十六条の三第一項で定年前五年の範囲内とされていた期間を、高年齢として条例で定める年齢に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の要旨でございます。

第二条第二項において、高齢者部分休業の対象となる期間として、法律で定められている上限年数五年を廃止し、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び同法施行規則においては、高年齢者は五十五歳以上とされていることや、現行の基準を維持することなどから、対象年齢を五十五歳と規定するものであります。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第十号 養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十一、議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十一号

養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）における地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部が改正され、同法第二十六条の二第一項において上限を二年とされていた修学部分休業の期間について、修学に必要な認められる期間として条例で定める期間とされましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

第二条第三項において、地方公務員法第二十六条の二第一項で上限を二年とされていた期間を修学に必要な認められる期間に改正したことに伴い、「期間」を「修学に必要な認められる期間」に改めるものでございます。

現在、修学部分休業を利用する者はなく、現行の国の基準を維持するため、現行どおり二年とするものでございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行いたします。
以上で、議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

す。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十二、議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

この条例は、教育公務員特例法に基づき、教育長の給与その他の勤務条件について、必要な事項を定めるものでありますが、近年の教育を取り巻く環境の複雑化と教育行政との強い連携を求められるなど、教育長の職の重要性が高くなっております。また、他の一般職と比較しても、必ずしも均衡しているとは言えない状況であります。そこで教育長の職の重要性とより広い視野を持つ高度な人材確保を考慮し、本条例を改正するものでございます。

要旨。

第二条において、現行の月額給与限度を廃止し、養老町職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の職員のうち、部長職相

当の給与等に改めるものでございます。

同条第二項において一般職の職員と同様に、手当等を規定するものであります。

また、同条第三項においては、教育長職は勤務時間その他の勤務条件が、一般職と同様なことから、退職等に際しては、岐阜県退職手当組合から支給される退職手当の適用を受けることとなるため、本条項を廃止し、改正するものでございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十三、議案第十三号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号

養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第十三号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について。

養老町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第十七号）が平成二十六年一月二十九日に公布され、平成二十六年四月一日から

施行されることに伴い、養老町手数料条例の改正を行うものでございます。

要旨でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、危険物製造所等の設置に係る手数料額の標準を引き上げる必要があるため、養老町手数料条例別表中の危険物貯蔵所等の設置許可申請手数料、設置許可に係る完成前検査手数料及び特定屋外タンクの保安に関する検査手数料の金額を改めるものでございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行することといたします。

以上で、議案第十三号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十四、議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について。

養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。
改正の趣旨でございます。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布による消費税及び地方消費税の率の変更に伴い所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。

平成二十六年四月一日より施行される消費税法等の改正にあわせ、岐阜県流水占用料等徴収条例第二条に規定する流水占用料及び、第五条に規定する河川産出物採取料の単価が改正されることに当たり、岐阜県に準じ同一の単価としている養老町法定外公共物管理条例第十八条第一項に規定する河川産出物採取料及び流水占用料の消費税相当額を百分の五から百分の八とする改正を行うものでございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行することといたします。

以上で、議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十五、議案第十五号 社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例

について。

養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の第十五条、第十八条の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。

社会教育法第十五条及び第十八条の一部改正に伴い、社会教育委員の資格を条例委任された委嘱の基準については、改正前の第十五条第二項に、学校教育法及び社会教育法の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると規定されており、この規定に基づき社会教育委員を委嘱しているところでございますが、このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の第十五条及び第十八条の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱に係る基準について法律から削除されるため、養老町社会教育委員条例の設置、第一条中「第十五条第一項の規定により」を、「第十五条及び第十八条の規定に基づき」に改めます。

また、「を置く」を「の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする」に、また委嘱の基準、第二条を、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するに改めます。

また、現行の第六条を第八条とし、第三条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に、次の定数、第三条、任期、第四条を加えるように変更いたします。養老町社会教育委員会条例を改めるものでございます。

施行日は、平成二十六年四月一日から施行することといたします。

以上で、議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十六、議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部が平成二十六年四月一日から施行されます。これに伴い、関係法律及び政令の一部改正が行われ、非常勤消防

団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令三百三十五号）もあわせて改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

第九条の二では、介護保障の範囲について規定をしておりますが、本条中にある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）において、第五条第十項の削除により、表記が第五条第十二項から、第五条第十一項に一項繰り上がるものであります。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上が、議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十七、議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十

六年三月六日提出。

改正の趣旨でございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成二十五年十二月十三日に公布・施行されました。本法律において、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられました。

勤続五年以上の消防団員の退職報償金については、政令において消防団員公務災害補償等共済基金から市町村への支給額が定められており、三月上旬に改正政令が公布される予定であります。改正政令では、退職報償金の支給額が、勤続五年以上十年未満の団員の階級にあつた者については五万六千円、その他の各階級における支給額は一律五万円引き上げられる予定であり、それにあわせて本条例の改正を行うものでございます。

要旨でございます。第二条において、退職報償金の支給額について規定しており、その別表の一部を改めるものでございます。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行することといたします。

以上で、議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

（午前十一時三十九分 休憩）

（午後 一時 〇〇分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十八、議案第十八号から日程

第二十七、議案第二十七号までの十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第十八、議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）から日程第二十七、議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十八号

土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）より議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十議案を順次御説明申し上げます。

まず、議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）。

揖斐川養老防災拠点整備事業のため、別紙のとおり土地を処分するものとする。平成二十六年三月六日提出。

町は、養老町大巻地内揖斐川右岸堤に、揖斐川養老防災拠点の整備のため、さきを取得した事業用地のうち、国が整備を行うための事業用地を処分するので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

一、土地の所在地、養老町大巻二ノ割五八六番一。地目、田二百九・七八平方メートルほか二十一筆。

面積は、一万四千六百五十五・三九平方メートル。

処分予定価格、一億二千五百六十一万一千七百七十四円。

処分先、分任支出負担行為担当官中部地方整備局木曾川上流河川事務所長 浅野和広。

以上で、議案第十八号 土地の処分についての説明とさせていただきます。

次に、議案第十九号 平成二十五年養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について。

平成二十五年養老町上水道事業会計のうち、負担金をもって取得した資産（取得に要した価格からその取得のために充てた負担金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価または帳簿価格とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去により発生する損失について、負担金を源泉とする資本剰余金四百八万四千二百十五円をもって埋めるものとする。平成二十六年三月六日提出。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次分権一括法）による地方公営企業法の一部改正により、みなし償却に係る資産の譲渡・撤去等により損失が生じたときに、議会の関与なく、資本剰余金をもって直接損失していた従来処理は不可能となりました。したがって、引き続き直接補填（相殺）を行うためには、議会の議決を経る必要があります。

今回、過去に負担金をもって取得した資産のうち、平成二十五年年度において主に大場平東地内における配水管の撤去により発生する損失について、負担金を源泉とする資本剰余金四百八万四千二百十五円をもって補填するものでございます。

次に、議案第二十号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第五号）。

平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第五号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億九千六百八十万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億一千八百六十九万一千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第二条 地方自治法第二百十三条第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第三条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第三表 地方債補正」による。平成二十六年三月六日提出。

今回の補正予算につきましては、国の平成二十五年度補正予算を活用し、高田中学校管理棟耐震補強改修工事と東部中学校大規模改造工事（第二期管理・普通教室棟及び屋内運動場）を実施するとともに、スマートインターチェンジ建設事業費の増額を行うとともに、また消費税及び地方消費税が八％へ増税されることに伴い、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業が実施されるため、システム構築委託事業を追加するのが主なもので、歳入歳出の総額にそれぞれ二億九千六百八十万三千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百四億一千八百六十九万一千円とするものでございます。

最初に、十六ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で、コピー機リース料及びコピー使用料の減額に伴い四百十万円を減額するとともに、財産収入が六百二十五万八千円増額と

なりましたので、財源更正を行うものでございます。

同じく総務管理費の目企画費では、地域づくり推進事業及び地方バス路線維持事業の事業費が確定しましたので、地域づくり推進事業の委託料百十万円、地方バス路線維持事業の補助金百四万八千円を減額しました。そのほか、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業に岐阜県清流の国地域振興補助金七百八十万円が交付されることになり、またケーブルテレビ行政情報番組作成事業に岐阜県市町村振興協会市町村交付金二十七万三千円を充当するため、財源更正を行うものです。

また、目地域振興費では、環境美化地区推進事業、区長手当等交付事務、広報等配布交付金について、世帯数が当初予算より少なくなる見込みですので、報償費百万円、負担金補助及び交付金百十万円をそれぞれ減額し、また協働のまちづくり推進事業の事業費が確定しましたので、委託料百八十万円を減額いたしました。また、財政調整基金費では、新たに六千万円を積み立てることとし、基金利子の増額に伴う七十五万六千円を含めて、積立金六千七十五万六千円を増額し、長寿社会福祉基金費では、基金利子の増額に伴い、積立金三万六千円を増額いたしました。

次に、ふるさと応援基金費及び養老改元一三〇〇年事業基金費では、御寄附をいただいた分を積立金として計上し、ふるさと応援基金費で十九万円、養老改元一三〇〇年事業基金費で三百六十三万四千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、十七ページの民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業の補装具費及び自立支援給付費の動向に基づき扶助費の不足見込み額一千二百七十一万八千円を増額するとともに、平成二十四年度障害者自立支援給付費等負担金の確定により負担金精算のため償還金、利子及び割引料に六百十八

万九千円を計上し、また、国民健康保険特別会計及び介護保険事業特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金については二百八十七万六千円を減額し、介護保険事業特別会計繰出金については、三百五十三万円を増額いたしました。

また、平成二十六年四月から消費税及び地方消費税が八％へ増税されることに伴い、低所得者対策として臨時福祉給付金給付事業が実施されることから、給付事業支援システム構築委託料等事務費として新たに六百四十一万五千円を計上いたしました。

次に、社会福祉費、目老人福祉費では、特別養護老人ホーム白鶴荘建設費借入金償還相当補助金の額の確定に伴い、二百九十八万七千円を減額いたしました。

同じく社会福祉費の目地域改善費では、国庫補助事業として改良工事を計画していましたが、国の事業採択が受けられなかったため、工事請負費として計上していましたが三百七十万円を減額いたしました。

次に、民生費の児童福祉費、目児童福祉総務費では、広域保育委託事業において広域保育希望者が当初の見込みより減少しましたので、委託料を三百八十万円減額し、また臨時福祉給付金と同様に、消費税及び地方消費税増税に伴う中所得者対策として、子育て世帯臨時特例給付金給付事業が実施されるため、給付事業支援システム構築委託料等事務費として四百四十六万四千円を新たに計上いたしました。

次に、児童福祉費の目児童措置費では、延長保育対策事業において対象園児数が補助基準に満たない保育園への補助を取りやめたことにより四百八十万円を減額し、乳児保育対策事業においては、園児数が当初見込みを上回りましたので、不足額五十万七千円を増額し、また児童手当については支給対象人員が当初見込み

より減となる見込みですので七百十一万円を減額いたしました。

次に、十八ページの農林水産業費の農業費、目農業振興費では、水田農業構造改革対策事業費において、経営所得安定対策に伴う事務費等の減により農業再生協議会補助金及び農業再生協議会負担金を百七十万円減額し、農業振興地域整備促進事業費においては、農業振興地域整備計画基礎資料作成委託業務に係る入札差額八十万五千円を減額いたしました。

また、農業近代化資金利子補給事業費においては、本年度、岐阜県農業経営基盤強化利子助成補助金交付要綱が改正され、以前までは、県・町それぞれ認定農家に対し助成を行っていたものを、町が一括して認定農業者に助成を行い、県が町に対し補助を行う方法に制度改正されたことにより、二十三万五千円を増額いたしました。

また、担い手支援事業費においては、農業機械購入費等の減額により町補助金九十八万二千円を減額し、元気な農業産地構造改革支援事業費においては、県補助事業について四件の採択申請を行いました。採択されなかった事業分五百三十万三千円を減額いたしました。

次に、担い手への農地集積等推進事業及び新規就農者確保事業においては、対象者及び農地集積面積等の変更並びに新規就農者の就農時期の変更に伴い、補助金を担い手への農地集積等推進事業で三百四十八千円、新規就農者確保事業で七十五万円をそれぞれ減額いたしました。

また、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業に岐阜県清流の国地域振興補助金六十万円が交付されることになり、財源更正を行うものでございます。

次に、目土地改良費では、県単土地改良事業費において、本年

度実施しました三件のかんがい排水工事等の入札差金百三十八万四千円、また、県営湛水防除事業負担金においても、工事入札差額三百四十六万六千円を減額いたしました。

また、農地・水・農村環境保全向上活動推進交付金事業においては、当初、共同活動事業で二十二組織、向上活動では十六組織の活動が予定されておりましたが、本年度新規予定組織の辞退、共同活動事業で一組織、向上活動事業で三組織、及び農地面積の変更により補助金二百三十三万一千円を減額いたしました。

次に、揚排水機管理手当等については、本年九月に発生した台風十八号、二十号等による大雨の影響で農業用排水機の運転時間等がふえ、電気料等が増加しましたので、不足する額の二百十九万四千円を増額いたしました。

次に、十九ページの林業費、目林業振興費では、有害鳥獣駆除事業費において百六万四千円を増額いたしました。これは本年度、特にイノシシ、鹿、猿等の捕獲数が増加したことによる不足する捕獲報償費等を二百六万四千円増額し、鳥獣害防除施設設置件数の減により有害獣防除施設設置事業補助金を百万円減額いたしました。

次に、商工費の商工費、目商工業振興費では、新エネルギー対策事業に岐阜県市町村振興補助金百二十万円が交付されることになり、また地域活性化推進対策事業に岐阜県市町村振興協会市町村交付金一千百万円を充当するため、財源更正するものでございます。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画事業の執行額の確定に伴い七百万円を減額し、目道路橋梁新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業の執行額の確定に伴い一千二百万円を減額いたしました。またスマートインター

チェンジ建設事業においては、執行額の確定により九百万円の減額となりますが、今回の国の平成二十五年度補正予算を活用することに伴い、二千百万円が増額となり、差し引きで千二百万円を増額いたしました。

次に、二十ページの土木費の河川費、目防災拠点事業費では、揖斐川養老防災拠点用地を国へ処分することに伴い、五百四十九万一千円の財源更正を行うものでございます。

次に、消防費の消防費、目常備消防費では、消防施設等維持管理事業で消防救急デジタル無線実施設計料等の委託料の入札差額百三十四万六千円、目非常備消防費では、非常備機械器具購入事業で小型動力ポンプ購入費の入札差額二十六万二千円をそれぞれ減額いたしました。

また、目防災費では、現在使用中の災害時用衛星携帯電話について平成二十五年末でサービスが終了となり、機器の更新を行うため六十六万五千円を計上し、また災害対策事業で岐阜県市町村振興協会市町村交付金三百四十三万円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、教育費の教育総務費、目事務局費では、留守家庭児童教室事業において臨時職員の勤務時間を精査し、賃金三百八十三万円を減額いたしました。

二十一ページの小学校費、目学校管理費では、小学校管理事務事業の臨時職員賃金において、当初予算で見込んでおりましたアレルギー対応給食調理員及び特別支援教育支援員において不用額が生じたので五百五十三万二千円を減額し、目教育振興費では、小学校情報化推進事業において、小学校パソコン教室機器購入費の入札差額二百五十二万円の減額をいたしました。

次に、中学校費の目学校管理費では、中学校管理事務事業の臨

時職員賃金で小学校費と同様な理由により不用額二百四十九万二千円を減額し、需用費において、電気料、水道料の使用がふえ、不足見込み額百五万五千円を増額いたしました。

また、中学校校舎等施設整備事業において、国の平成二十五年補正予算を活用し、高田中学校管理棟耐震補強改修工事と東部中学校大規模改造工事（第二期管理・普通教室棟及び屋内運動場）を実施するため、委託料五百四十万円、工事請負費二億八千四百万円を計上いたしました。

高田中学校管理棟の工事内容は、耐震診断の結果より、不足している耐震性能を賄うためスリットを三カ所設置します。また、経年により劣化が著しい空調設備の取りかえ及び外壁のクラック処理、和室の改装を行います。東部中学校につきましては、昨年に引き続き大規模改造工事の第二期工事でございます。今回の工事は、昭和五十一年に建築された管理・普通教室棟と昭和五十六年建築の昇降口、昭和五十八年建築の屋内運動場の大規模改造となります。

次に、幼稚園費の目幼稚園管理費では、幼稚園管理事務事業において、臨時職員のクラス担任一名増員分の不足賃金六十一万五千円を増額し、また委託料につきましては、養北幼稚園の耐震補強策定委託業務及び実施設計委託業務の入札差金百三十九万二千円を減額いたしました。

次に、二十二ページの教育費の社会教育費、目社会教育総務費では、文化財保護事業において養老町中央公民館管理人室文化財収蔵庫改修工事の入札差額三百三十万円を減額し、文化財アーカイブ事業においては重点分野雇用創出事業補助金等を活用しておりますが、入札差額等で委託料二百十五万五千円を減額し、また養老町文化遺産情報の記録・登録・公開事業については補助金の交

付決定額が二百七十一万九千円でしたので、当初予算との差額六百七十八万一千円を減額いたしました。

また、目公民館費では、地区公民館維持管理費において、多芸公民館屋根改修工事と日吉公民館二階集会室空調設備改修工事の入札差額二百三十万円を減額いたしました。

次に、公債費の公債費では、利率の変更等に伴い、元金を九十五万八千円増額し、利子を三百八十七万二千円減額いたしました。次に、十一ページの歳入について御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の分担金、目農林水産業費分担金では、実施事業費の減額に伴い、農業費分担金の県単土地改良事業分担金で、六十九万六千円を減額いたしました。

次に、国庫支出金の国庫負担金、目民生費国庫負担金では、社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付事業の増加により障害者自立支援給付費負担金を三百七十四万円増額し、児童福祉費負担金で広域保育委託の減額に伴い保育所運営費負担金、広域分でございますが百四十九万円、保険基盤安定負担金では国民健康保険基盤安定負担金で二十七万三千円、児童手当負担金では支給人員の減少により四百九十六万七千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、国庫支出金の国庫補助金、目民生費国庫補助金では、社会福祉費補助金で、地方改善施設整備費が未採択となったため、百八十五万円を減額し、臨時福祉給付金給付事務補助金として六百四十一万五千円、児童福祉費補助金で子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金として四百四十六万四千円をそれぞれ新たに計上いたしました。

また、目土木費国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金について、国の補正予算を活用したスマートインターチェンジ建設事業では一千百万円が増額となりましたが、事業費の減額に

より一千七百七十七万一千円が減額となり、差し引きで六百七十七万一千円を減額いたしました。

次に、目教育費国庫補助金においては、国の補正予算を活用した学校施設環境改善交付金として、高田中学校管理棟耐震補強改修工事分で五百五十七万一千円、東部中学校大規模改造工事で七千四百二十二万八千円、合計で七千九百七十九万九千円を新たに計上いたしました。

次に、十二ページの県支出金の県負担金、目民生費県負担金では、社会福祉費負担金で、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金百八十七万円を増額し、児童福祉費負担金で、保育所運営費負担金、広域分でございますが七十四万五千円、保険基金安定負担金で、国民健康保険基金安定負担金百八十八万四千円、児童手当負担金で百六万二千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、県補助金、目総務費県補助金では、総務管理費補助金で地方バス路線維持費補助金については事業費の確定に伴い十九万円を減額し、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業に岐阜県清流の国地域振興補助金が交付されますので、七百八十万円を新たに計上いたしました。

次に、目民生費県補助金では、児童福祉費補助金で事業費が減額となる見込みである低年齢児保育対策事業補助金六十五万四千円と延長保育促進事業補助金三百二十二万四千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、目労働費県補助金では、重点分野雇用創出事業補助金で事業費の確定に伴い三百五十万円を減額いたしました。

また、目農林水産業費県補助金では、実施事業費の減額等により農業費補助金で県単土地改良事業補助金六十一万一千円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金四百八万円、経営所得安定対

策事務費補助金七十万円、担い手への農地集積等推進事業補助金三百四十八万円、新規就農者確保事業補助金七十五万円をそれぞれ減額し、新たな制度となった農業経営基盤強化資金利子助成補助金三十八万四千円と、岐阜県清流の国地域振興補助金六十万円を新たに計上いたしました。

次に、目商工費県補助金では、新エネルギー対策事業に岐阜県市町村振興補助金が交付されますので、百二十万円を新たに計上いたしました。

次に、十三ページの財産収入の財産運用収入、目利子及び配当金では、財政調整基金及び長寿社会福祉基金の利子の確定に伴い、それぞれ七十五万六千円と三万六千円を増額いたしました。

同じく財産収入の財産売却収入、目不動産売却収入では、土地売却収入で一千百七十四万九千円を増額いたしました。

内訳としましては、船附地内の土地売却収入で六百二十五万八千円、揖斐川養老防災拠点の土地売却収入については、収入額一億二千五百六十一万一千七百七十四円と予算計上額一億二千二百万円との差額五百四十九万一千七百七十四円でございます。

次に、寄附金の寄附金、目総務費寄附金では、地域振興費寄附金及びふるさと納税寄附金で、養老改元一三〇〇年事業寄附金として御寄附をいただきました三百六十四万四千円、ふるさと納税寄附金として御寄附をいただきました二十万円について、当初予算で計上してありましたそれぞれ一万円を控除した金額、三百六十三万四千円と十九万円を増額いたしました。

次に、十四ページの繰入金の基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、財政調整基金の繰り入れを取りやめるため三億二千万円を減額いたしました。

次に、諸収入の雑入、目雑入では、岐阜県市町村振興協会市町

村交付金として千四百七十万三千円を増額いたしました。

内訳としましては、オータムジャンボ宝くじ収益金配分金の額が六百六十七万三千円と確定しましたので、当初予算との差額二十七万三千円と、今年度も引き続き交付されることとなりましたサマージャンボ宝くじ収益金の配当分千四百四十三万円でございます。

また、養老町文化遺産情報実行委員会返戻金については、補助事業団体である当委員会への国庫補助金の交付決定額が二百七十一万九千円であったため、六百七十八万一千円を減額いたしました。

さらに、スマートインターチェンジ用地取得業務受託金として、町が発注した用地測量委託業務のうちのNEXCO中日本負担金として三百十二万円を新たに計上いたしました。

次に、十五ページの町債の町債、目農業債では、県営基幹排水対策特別事業債では起債額が四十万円と少額なため、また県営湛水防除事業債についても、事業費の減額により起債額が少額になったため借り入れを取りやめることとし、それぞれ四十万円と五百二十万円の減額し、目土木債では、社会資本整備総合交付金事業が減額となったため七百万円を、目消防債では、小型動力ポンプ購入事業が減額となったため五十万円のそれぞれ減額いたしました。

また、教育債では、中学校債で高田中学校管理棟耐震補強改修工事、大規模改造工事分として二千万円、東部中学校大規模改修工事分として一億八千五百万円の合計二億五百万円の学校施設環境改善事業債を新たに計上し、財源調整として繰越金で三億二千七百二十六万九千円を充てるものとございます。

次に、六ページの「第二表 繰越明許費」では、障害者自立支

援給付事業、臨時福祉給付金給付事業、子ども・子育て支援事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、スマートインターチェンジ建設事業、中学校校舎等施設整備事業について、本年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越すため繰越明許費の設定を行うものでございます。

金額については、障害者自立支援給付事業四百七十二万一千円、臨時福祉給付金給付事業六百四十万五千円、子ども・子育て支援事業七百五十三万五千円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業四百四十五万四千円、スマートインターチェンジ建設事業三千二十二万、中学校校舎等施設整備事業二億八千九百四十万円でございます。

次に、七ページの「第三表 地方債補正」では、新たに教育債の学校施設環境改善事業債二億五百万円を追加し、また農業債の県営基幹排水対策特別事業債四十万円及び県営湛水防除事業債五百二十万円については借り入れを取りやめることとし、八ページの土木債の社会資本整備総合交付金事業債の借入限度額を七百万円減額し、補正後の借入限度額を三千百万円に、消防債の小型動力ポンプ購入事業債の借入限度額を五十万円減額し、補正後の借入限度額を二百三十万円に変更するものとございます。

以上で、議案第二十号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第五号）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第二十一号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）。

平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千八百六十八万六千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出そ

それぞれ三十六億九千九百五十三万一千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年三月六日提出。

最初に、八ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費につきましては、県の国保データシステムの変更に伴い、町のシステムをバージョンアップするもので、委託料として九十九万八千円を計上いたしました。

次に、保険給付費については増加傾向にありますので、平成二十六年一月までの当年度の支払い平均額を算出し、二月以降の支払い見込み額を算出し、不足が見込まれる医療養諸費の退職被保険者等療養給付費で七百八万円、目高額療養費の一般被保険者高額療養費で一千二百二十六万九千円、退職被保険者等高額療養費で百二十五万四千円をそれぞれ増額いたしました。

また、国・県支出金等の交付額の決定に伴い、それぞれ財源更正を行うものでございます。

次に、九ページの保険給付費の葬祭諸費、目葬祭費につきましても、支払い見込み額を算出し、不足が見込まれる額二十五万円を増額いたしました。

次に、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金につきましては、納付金・支援金額の確定によりそれぞれ財源更正を行うものでございます。

次に、十ページの保健事業費の特定健康診査等事業費では、平成二十五年十二月でこの事業が完了しておりますので、不用となる三百三十六万八千円を減額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、目償還金につきましては、平成二十四年度療養給付費負担金の精算により国への返還

が生じたので、千二十万三千円を追加するものでございます。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

歳入につきましては、保険給付費の歳出の増加に伴い、国庫支出金の国庫負担金、目療養給付費負担金で四百七十一万二千円、国庫補助金、目財政調整交付金で百三十二万五千円、療養給付費交付金で七百八十八万四千円、県支出金の県補助金、目財政調整交付金で百三十六万六千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、七ページの繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、国・県支出金の交付額が決定したことにより、当初予算との差額二百八十七万六千円を減額し、不足する財源一千六百二十七万五千円については繰越金で充当するものでございます。

以上が、議案第二十一号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）についての提案説明でございます。続きまして、議案第二十二号 平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）について、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を三百四十万円減額し、補正後の予算額を四億一千四百四十万三千円に改めるものでございます。

また、資本的収入を一億円減額し、補正後の予算額を五千九百四十八万二千円に、資本的支出を九千七十八万円減額し、補正後の予算額を三億二百二十万円に改めるものでございます。

まず、九ページの収益的支出につきましては、営業費用、目配水及び給水費におきまして、昨年度改良しました第四ポンプ場の電気料金が予測より低く抑えられたため、動力費を三百四十万円減額いたしました。

次に、資本的収入につきましては建設改良費の減額に伴い、企

業債を借り入れする必要がなくなりましたので、水道事業債を一億円減額いたしました。

続きまして、十ページの資本的支出につきましては、建設改良費、目配水設備拡張費で、工法変更による工事費の減少と受益者負担金工事件数が当初予測より少なかったこと及び入札差額により委託料と工事請負費を合わせて五千五百八十九万六千円を減額し、目配水設備改良費で、当初耐震管の布設がえ工事を石畑、押越、高田地内にて実施する予定でしたが、二十六年に国の補助金が交付される見込みとなり、今年度は実施せず来年度行うこととしたため工事請負費を三千四百八十八万四千円減額いたしました。

これらの補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、二億三千三百三十一万八千円から二億四千二百五十三万八千円に、当年度分損益勘定留保資金につきましては一億七千四百八十万円から一億八千八百三十四万一千円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額につきましては千七百十八万二千円から千二百八十六万一千円となります。

以上が、議案第二十二号 平成二十五年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の提案説明でございます。

続きまして、議案第二十三号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）。

平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八百十四万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千百十四万七千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年三月六日提出。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、九ページの総務費の総務管理費、目一般管理費におきましては、経常事務事業で介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料として四十九万六千円を計上し、同じく総務費の特別対策事業費では、第五期介護保険事業計画の中で地域密着型サービスの整備目標とした三施設のうち小規模特養については事業者が決定し、年度内の事業完了が見込まれておりますが、他の二施設（認知症対応型通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設）については事業実施応募事業者がなかったため、介護基盤緊急整備特別対策事業二千九百五十万円、施設開設準備経費助成特別対策事業五十万円をそれぞれ減額いたしました。

また、保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、居宅介護サービス給付費、目居宅介護サービス給付費で千五百三十八万六千円、施設介護サービス給付費で千五百六十七万七千円を増額し、十ページのサービス給付費、目審査支払手数料では、介護サービス給付費の増額に伴い七万四千円を増額し、高額介護サービス等費、目高額介護サービス費では、本年度の動向に基づきまして二十三万二千円を増額し、保険給付費全体としての補正額は二千六百二十五万九千円を増額いたします。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

まず、保険給付費の補正に伴いまして六ページの国庫支出金の国庫負担金、目介護給付費負担金で四百七十二万三千円、国庫補助金、目調整交付金で百三十一万三千円、支払基金交付金の支払基金交付金、目介護給付費交付金で七百六十一万五千円、七ページの県支出金の県負担金、目介護給付費負担金で三百八十一万円、

繰入金の他会計繰入金、目介護給付費繰入金で三百二十八万二千円をそれぞれ増額いたしました。

また、六ページの国庫支出金の国庫補助金、目介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金として事業費の二分の一である二十四万八千円を計上いたしました。

次に、七ページの県支出金の県補助金、目特別対策事業交付金では、介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業の減額に伴い、それぞれ二千九百五十万円と五百四十万円を減額いたしました。

また、繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、經常事務事業の補正に伴い、二十四万八千円を増額いたしました。

また、繰越金で歳入全体で不足する財源五百五十一万六千円を充てるものでございます。

以上が、議案第二十三号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）の提案説明でございます。

続きまして、議案第二十四号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて御説明させていただきます。

議案第二十四号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十六年養老町簡易水道特別会計は、次のとおり平成二十六年養老町一般会計から繰入れるものとする。平成二十六年三月六日提出。

記一、繰入額、二十三万四千円。

一、繰入れの理由、簡易水道施設整備事業実施のため。

簡易水道特別会計につきましては、今回、議案第三十号の平成二十六年養老町簡易水道特別会計予算で歳入歳出それぞれ千六

百八十万円を計上しておりますが、簡易水道施設整備事業を実施するために二十三万四千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第二十四号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについての提案説明でございます。

続きまして、議案第二十五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第二十五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとおり平成二十六年養老町一般会計から繰入れるものとする。平成二十六年三月六日提出。

記一、繰入額、四千六百十万円。

一、繰入れの理由、食肉事業センター管理事業実施のため。

食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第三十一号の平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計予算で歳入歳出それぞれ一億七千五百二十万円を計上しておりますが、食肉事業センター管理事業を実施するため、四千六百十万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第二十五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての説明でございます。

続きまして、議案第二十六号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて御説明させていただきます。

議案第二十六号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十六年養老町一般会計から繰入れるものとする。平成二十六年三月六日提出。

記一、繰入額、二億三千三百三十三万円。

一、繰入れの理由、公共下水道整備事業実施のため。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第三十四号の平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ三億四千三百三十万円を計上しておりますが、公共下水道整備事業を実施するため、二億三千三百三十三万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第二十六号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての提案説明でございます。

次に、議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計は、次のとおり平成二十六年養老町一般会計から繰入れるものとする。平成二十六年三月六日提出。

記一、繰入額、二千百一十一万五千円。

一、繰入れの理由、農業集落排水事業実施のため。

農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第三十五号の平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ二千九百七十万円を計上しておりますが、農業集落排水事業を実施するために二千百一十一万五千円を一般会計から

繰り入れるものでございます。

以上をもちまして、議案第十八号 土地の処分についてから議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより、総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 一般会計の補正で、今回、二億という大きな補正をされます。学校関係というふうに向っておりますが、それはそれでいいんですが、今、一番目玉というか、よく新聞でも、またことしの新年度予算の中にも入ってくると思いますが、スマートインターの関係、これは新たに二十五年度の補正予算でも国から二千五百万か三千万かついてきておりますが、現状、どのような進捗状況であるかということの説明してもらいたいのと、少なくともやはり二十五年度の国の補正で来たものは別に置いて、かなり前から国の予算もついてきております。その辺、今回では一部七百万の減額という話も出ておりますが、この減額についてはスマートインターという説明がありましたんですが、スマートインターなのか、例えば橋梁補修の関係の七百万の現状なのか、その辺のところをもう少し具体的に説明していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

スマートインターにつきましては、当初予算として三千二百二万九千円を計上してありましたが、国庫補助を、社会資本整備交付金を一応受けておりますので、二十五年度になりまして採択が九百万円受けられなかったことになっております。それで、実際に二十五年度事業を進めた中で、実際にはまずスマートインターの詳細設計業務、これはNEXCOが行いましたんですが、それで町の負担分もこれにございます。これと、それから町といたしましては、アクセス道路の詳細設計、これは全部ではないですが、予算的に今の削られた分もありますので、その設計に充てております。これが、その今の九百万円事業費として削られておりますので、大体二千三百万円の事業として進めていた分でございます。それが、国の二十五年度の補正が二月六日付にございます。これがございましたので、養老町といたしましては二千百万円の事業費ベースで申請を新たにこの時点ですべてしておりますので、今回、先ほど説明がありましたように、この事業費、差し引き一千二百万円の、前九百万円減った分と今回ふえた分で一千二百万円の事業費を今回補正させていただいてという状況でございます。このふえた分につきましては、スマートインターの用地測量業務及び物件補償業務、それから先ほど申しましたアクセス道路の一部残った分の測量業務等に充てて、繰り越しというようなことをとらせていただいております。

それから、先ほどのもう一点の七百万円の減額につきましては、橋梁の長寿命化のほうでも同じように国のほうから採択が減額されていきますので、その分で七百万円減額、実績に合わせて今回減

額したという状況になっております。

進捗状況については、私自身は委託業務のことを今お答えしましたが、そのほか地区の業務といたしまして、まず関係者のほうにいろいろ当たっております。特に、用地補償等をお願いします直接の方に、用地等の説明交渉も行っておりますし、それから地区の委員会も最近協議会として新たに立ち上がっておりますので、町としては、そこを窓口としてこれから進めていくというような状況にあるということで御報告させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） スマートインターにつきましては、いろ

んな話がちまたで出ておりまして、地元の関係もあるということでございますが、とにかく地元の皆様にも少しでも早く納得してもらうということが一番先決であると思いますが、その辺は今の話で、行政の皆様が頑張っておっていただけるということもうかがえますが、いまひとつ頑張つてやっていただかないと、先ほどもちょっと話したかしれませんが、国の予算がついておって、いや、もうできませんでした、スマートインターもうパンクですわ。パンクという言葉遣いはちよつと質問ではまずいんですけど、流れてしまいますわというような話では、これは非常に大きな養老町としても恥をかく部分だと思えますし、なお県のほうの応援で橋爪大橋をつくるというようなことも伺っております。そういう意味では、何が何でもスマートインターを一刻も早く工事着工を取りつけていただきたいということをひとつ大きく、強く要望しておきますし、先ほど橋梁の部分で七百万円、国のほうから減額されたという話ですが、これは実は何か入札をしなんだというような話をちよつと前に聞いたような気がしますが、その辺、

私が間違えて聞き及んだかもしれませんので、いま一度お答えを願いたいんですが、なぜ橋梁の関係で補修を、これは恐らくは耐震関係の補修で七百万浮いたんではないかなと思っと思っていますけど、間違っておれば、また御答弁願いたいと思いますけど、そういうことが、国から、いや、もうおまえのところはやらんでもいいよというようなことがあったような言い方で今答弁いただきましたので、その辺を再度詳しく御説明願います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） お答えします。

橋梁長寿命化の工事につきましては、議員がおっしゃるように、最初の入札は不調になっております。ただし、それはあくまでも事業費が先ほども申しましたように、入札にかける前に、事業費自体といたしましては、国の内示というか、これだけの予算ですよというのは出す前に決まっております、その事業によって出したところ、そういうような不調になったというような経緯は確かにございまして、一部発注内容を見直して再度入札した結果、それについては今行っているというような形、事業をしましたというような形になる。国の予算自体は、入札の不調云々には関係ないというような御理解でお願いいたしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今、不調になったという事実はあったというところでございますが、ところでこの橋梁の補修、耐震に関する補修であるかに、前、当初かいつかの予算のときにも伺っておりますが、その耐震の関係の橋梁はどこの場所をやったかということ、それはもう耐震やらなくてもいいのかどうかということ、を再度答弁お願いします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 場所につきましては、済みません、私の頭の中の地図で申し上げますと、ごみ処理場の南側に広域農道が走っております。あの広域農道の牧塗装とかいうの皆さん御存じですかね。あそこに、あれは旧十三箇村排水路だったと思いますけど、旧十三箇村排水路にかかっておる橋梁の分を今回工事として出しております。

それで、先ほど言った不調がございまして、一部内容を見直した工事内容につきましては、新年度のほうで対応していきたいという今の考えでございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 議案第二十六号の平成二十六年度の公共下水道事業の繰り入れの関係で尋ねますが、公共下水の総額が三億四千三百三十万円ということで繰入額が二億三千三百万ということでございますが、加入率がここ数年六五%ほどでどまっておるといのが現状なんです、町としてはどのくらいまで加入率を上げて、それをどう啓蒙をこれからしていったら利用料金を上げていくのか、そういう考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 松永議員の御質問にお答えします。

ちよつと古い資料であります、平成二十五年三月三十一日現在の普及率は六十六・三七となっております。昨年も沢田地区に三年になりますところに職員が出向きまして、啓蒙活動を行いま

した。

それと、率を多少でも上げようと思っておりますが、何分最近やったというか、依然高田地内とか、ああいうところが全然進んでいないのが実情であります。

率といたしましては、毎年二%とか三%ふやしていきたいという計画でやっております。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

日程第二十八、議案第二十八号から日程第三十八、議案第三十八号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明を受けていますので、提案理由の説明は省略し、本日は一括議題として上程後、直ちに総括質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第二十八、議案第二十八号 平成二十六年年度養老町一般会計予算から日程第三十八、議案第三十八号 平成二十六年年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案を一括議題といたします。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 補助金の関係ですが、地区でスポーツ関係、そういう関係で補助金が全体的に削減されているというのを聞いております。その中で、今回、一三〇〇年祭等、またオンデマンドバス等では相当な額を費やしておりますが、その中で養老町はスポーツの町宣言もされております。その中で、補助金等が全体的に下がっているというのを聞いておりますが、現狀的にどの辺の流れか、大まかな考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 補助金関係につきましては、一昨年決めました補助金の見直しについての物差しにはかつて、補助金をさせていただいております。

ただし、スポーツ連盟につきましては、スポーツ連盟のほうときちんと事前に調整をさせていただいた上で、納得していただいた上での結論ということで、本年度の予算には計上されているところでございます。

あくまで、見直しという形で適正な予算の執行という前提のもとに行わせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほどは大変失礼をいたしました。それでは、二点で、一般会計、特別会計における総括質疑をお願いしたいと思います。一点目は、四月から消費税の大増税で税率が三%引き上げられ、年間で約八兆円の増税になるといふ

うに報道されています。これは、一九九七年に税率引き上げの一兆円増で、文字どおり史上空前の大増税ということになります。町民や中小零細業者の方々、暮らしや営業に重くのしかかるとともに、町財政にも大きな影響を与えるところです。

公共事業などの工事費、物件費、具体的に言えば、町庁舎の借りがえですね。それも予算化されているところですが、一般会計、特別会計において、この消費税の負担増の部分の影響額といえますか、支出増額をどのように概算しているのか、お尋ねしたいと思います。

二点目は、先ほど補正でも中村議員から質疑がございましたスマートインターの関係についてでございます。

昨年の三月議会の総括質疑の中で質問させていただきましたけれども、事業費は国、NEXCOの分担金も合わせて約十三億円、そのうち、町で対応する部分は工事費及びアクセス道路の整備関係で二億円で、スマートインターの関係では一億円で、三億円の計上の数値を言われましたけれども、平成二十六年度予算でも四億一千五百四十六万九千円の計上がありますが、大体概算で総事業費が幾ら、また国、NEXCO、また町の部分での予算財源の内訳、それについてお尋ねします。

それから、町長の施政方針でも述べられておりますように、平成二十七年十二月の供用開始に向けて、地元の理解を得ながら全力で進めてまいりますというふうに施政方針で述べられておりますが、七月十三日の町長が地元に出向いた説明会の中では、あくまでも住民の皆さんとの合意の中で一三〇〇年祭に間に合わせるようにとは考えていないというようなことと、あと連結の関係ですけれども、その前に許可申請時に出した図面は、とりあえず許可申請のための図面であると説明を受けているというふうな認識

も地元ではあるようですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

消費税の増税分の影響額の試算ということでございますけれども、あくまで概算の数字ということで御了解をいただきたいと思っております。歳出の影響額ですが、一般会計におきましては六千八百三十七万円ほど、それから国民健康保険特別会計が二十八万五千円、簡易水道特別会計が三十四万三千円、食肉事業センター特別会計が二百九十九万六千円、住宅新築資金等貸付特別会計が十万八千円、それから上水道事業会計が一千四百六十八万七千円、公共下水道事業特別会計で二百九十五万四千円、それから農業集落排水事業特別会計で四十一万一千円、それから介護保険事業特別会計で五十万五千円、介護サービス事業特別会計で一千円、後期高齢者医療特別会計で四十二万三千円で、全体といたしましては大体九千百万円ほどになりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） スマートインター関係の御質問にお答えいたします。

スマートインターの事業につきましては、先ほども申し上げましたように、二十五年度の予算といたしましては補正も合わせて四千四百二十九千円となります。

二十六年度の事業費といたしましては、今回、四億一千五百四十六万九千円を計上させていただいております。内示のほうでも御説明いたしましたが、二十六年度の予算の内訳といたしまして

は、スマートインター建設工事委託料としてNEXCO中日本に委託する分ではございますが、これの工事費として二億円、それからアクセス道路の建設工事費として三千二百万円、スマートインター及びアクセス道路の用地及び物件補償費といたしまして、それぞれ一億七百五十四万円と五千九百万円を計上しております。それで、総事業費ということでございますが、二十五年度分と二十六年年度分を足しまして、四億五千九百四十九万八千円の事業費になると思います。

事業費の予測でございますが、あくまでも町の事業費としてでございますが、一点だけ御理解いただきたいのですが、事業、工事の内容につきましても詳細設計等まだまだこれからでありますし、アクセス道路につきましても、もとの形自体これから地元と相談していくことになって、積算する基準としては本当に概算といえますか、難しいところがございますが、今回の予算についてでも本当に申しわけないですけど、概算のような予算となっております。二十七年十二月が供用開始でございますので、引き続き二十七年度につきましても予算はアクセス道路で一部あると今のところは考えておりますが、これにつきましては先ほども言いましたが、この四億六千万ほどの事業でおさまる場合もございまして、今のところ、総事業費としては四億六千万円ほど、プラスアルファ少しあるかなというようなお答えで、申しわけございませんが、お答えとさせていただきます。

それから、国・県の負担分については、申しわけございません、基本は今のところわかっている範囲は、前回御説明いたしました金額の範囲で新たに変わった点はないとは思っています。NEXCOにつきましても、概算でございますので変わってないとは思いますが、今ちよっとお答えできない状況にありますので、後日

の御返答ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） それから、図面のお話でございますけれども、認可を当然国の事業としていただいておりますので、諸手続を経た中で計画の図面もその中にございまして、完成予定というか、ほぼそういうような形になるという図面を認可の段階で認可した図面がそういう図面でございまして、あくまでも想定の間面というか、変更があるような図面ではございません。その点は地元のほうにも何度も説明しております。

ただ、そのようなお話があるということも私も私どもも伺いましたこともございますので、もつときちつと説明する必要があるのかなど、もつと地元の方に隅々まで内容を知っていただくということとは必要かとは思っております。ただ、あの図面につきましてももう一つだけ説明させていただきますと、詳細についてはどういう計画図面であっても詳細は変わることは可能でございまして、細かい部分の変更、あの図面を見ていただいてもわかるように、道路幅等もアクセス道路についてもまだ書いてございませんので、その辺についてはそういう詳細な変更も含めて、これからそういう意味では図面はこれからきちつとなっていくということになると思います。以上で終わらせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） スマートインターの関係ですけれども、やはり地元にとつては、事業の、こういう言い方はおかしいのかもしれませんが、大きな環境の変化などの損の部分ですね。それから、益の部分も丸かぶりするというふうなことでやはりいろんな意見が出てきて当然だと思わね。それで、新しい協議

会で一本化され、これからそういう思いを酌みながら、行政とともに、それこそ住民の皆さん主導で、住民の皆さん納得の、町長がきょう、施政方針で何回も言われるような協働の立場で、このスマートインターの建設が進んでいくことを非常に願うわけですが、けれども、今後、予算も含めて、やはり私たち議員にもこういう状況がしっかりと全協なんかも伝えていただけるようなそういう部分もあつてはよかったんではないかなという反省のもとに思っておりますので、そういう点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） このスマートインターチェンジの地元協議会というのが本年に入つて、新しく設立をされた。本年もごく最近ということでございますけれども、設立されたということでは一本化ができませんでした。当然のことながら、環境変化というのは非常に大きいということで地元の要望については最大限に取り入れていきたいと思ひますし、何度も協議を重ねながら二十七年十二月までの供用開始に向けて進んでいきたいというふうを考えております。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） それでは、町長にお伺いをいたしたいと思ひます。

今年度初めて予算を計上されたわけですが、町長がかねてから新生養老まちづくり構想ということで、養老町のこれから進めますまちづくりはこれを中心にしていくということで、非常に皆さん方にも一つの形、いろんな提案をしながら今日まで進めてまい

られた努力は認めるわけですが、今年度、一般会計当初予算の性質別の予算の中にありますように、初めて投資という名前の中で投資額を計上されております。予算の中でも、四十ページにそうしたものが投資出資額一千万円というような形を組んでいるわけでございますが、今、養老町の一つの投資にも、こうしたまちづくりに対します（仮称）養老まちづくり会社を設立し、その中で千三百年を迎えますが、それと同時に、全国に向けての一つの発信の中心にしてまいりたいという大きな構想であろうと存じます。

しかし、一番私どもが初めて養老町でもこれが提案されております投資というような形で、会社経験は、本当に養老町も今までやったことがないわけです。こういう中で、一応この形の会社をつくりながらこれから進められるという一つの構想はいいわけですが、必ずこの会社設立、そうした前に必ず議会に報告し、議会のやっぱり議決を得て、こうした形に進められるように、そうしたことを約束するというところで、町長からそうした決意の表明をしてもらいたい。こうした予算が通りましたので、私どもとしては審議会いろんなものを諮って会社を進めますというような形であります。私どもとして非常に心配な面が多々ございますので、その投資に対します姿勢、また養老まちづくりに対します、そうした仮称をされます法人の組織そうしたものも、今度総務委員会に諮られまして詳しい説明をされると存じますが、この場でひとつこれにつきまます設立に對しましては、議会の議決を必ずもらつて発進させるという町長の決意だけ、御声明をお願い申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今回、投資ということで一千万円、新しいまちづくり会社設立に対する資本金の一部ということでございま

す。

この構想は、私の町長立候補以前より株式会社養老というような法人を立ち上げて、民間活力を導入して進めていくというお約束をさせていただいておるわけでございますけれども、まちづくり構想がで上がるまで会社設立を見送っていたということでございます。この新生養老まちづくり構想ができて、たくさんメニューがあるわけでございますけれども、やはり民間の持つ活力、資金、スピード感等、そういったものに期待をし、行政と一緒に進めていきたいという思いのもとに投資額一千万円を計上させていただきました。

よく際限ない税金投入になるのではないかと、さまざまなことを危惧されているところもございます。私どもといたしましては、投資資金以外の税金を投入するつもりはございません。これは、新しい会社の定款等に、債務補償、債務補填等は一切しないというようなことを明確にしまして進めさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、総務省のほうも、こういったまちづくり会社の設立を奨励しているというような一つの流れにもなっており、やはり行政の今までのあり方だけではない民間活力を得たこれからの行政、民間との連携による行政というようなものが重要になってくるというふうに確信をしているところでございます。御理解をお願い申し上げるということでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

日程第十八、議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）から、日程第三十八、議案第三十八号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十一議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの二十一議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月十日月曜日及び十一日火曜日の二日間とし、それぞれ午前十時より開催されるように、また産業建設委員会は、三月十二日水曜日午前十時より開会されるよう要請いたします。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日三月七日から三月十七日までの十一日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、明日三月七日から三月十七日までの十一日間は休会することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は、三月十八日火曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

(散会時間 午後二時四十分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年三月六日

議長 田 中 敏 弘

議員 岩 永 義 仁

議員 長 澤 龍 夫